



# 手続き上の保護の通知

Individuals with Disabilities Education Act  
[障害者教育法 (IDEA) ]

Division of Special Populations and Student Support  
[特別支援対象の児童・生徒支援部] | 2024年2月

# はじめに

障害者教育法（IDEA）は障害を有する生徒の教育に関する連邦法で、障害を有する児童の保護者に IDEA、教育省規則、ならびにテネシー州の法律と規則に基づいて利用可能な手続き上の保護に関する詳細な説明の通知をすることを学校に義務付けている。

本通知の写しは一学年度につき一度きり保護者に提供する必要がある。ただし、その写しは以下の機会に保護者に渡されなければならない。

1. 初回の照会または保護者による評価の要請
2. 34 C.F.R. 第 300.151 条～第 300.153 条に基づくその一学年度で最初の州に対する不服申し立ての受領
3. 一学年度につき最初の第 300.507 条に基づく適正手続きに関する不服申し立ての受領
4. 就学先の変更となる懲戒処分
5. 保護者の要請[34 C.F.R. 第 300.504 (a) 条]

この手続き上の保護に関する通知には、第 300.148 条（公費による私立学校への一方的な入学）、第 300.151 条から第 300.153 条（州の不服申し立て処理手続き）、第 300.300 条（同意）、第 300.502 条から第 300.503 条、第 300.505 条から第 300.518 条、および第 300.530 条から第 300.536 条（パート B 規制のサブパート第 E 項の手続き上の保護）、および第 300.610 条から第 300.625 条（サブパート F の情報機密性に関する規定）で規定されているすべての利用可能な手続き上の保護措置についての詳細な説明が記載されている。

本通知に記載されている主題に関する詳細情報は、教育省ウェブサイトをご参照ください。 <https://www.tn.gov/education/legal-services/special-education-legal-services.html>

# 目次

<b>一般情報</b>	<b>5</b>
事前の書面通知	5
母国語	6
電子メール	6
保護者の同意の定義	6
保護者の同意	6
IEP が有効であるべき時	9
独立した教育評価	9
<b>情報の機密性</b>	<b>11</b>
保護者への通知	11
アクセス記録	12
複数の児童の記録	13
情報の種別および場所のリスト	13
料金	13
保護者の要請による記録の修正	13
聴聞会の機会	13
聴聞会の手続き	14
聴聞会の結果	14
個人識別情報開示の同意	14
保護措置	15
情報の破棄	15
<b>州による不服申し立て紛争解決手続き</b>	<b>15</b>
適正手続の聴聞会における不服申し立てと行政上の不服申し立ての手続きの違い	15
行政上の不服申し立ての手続き	16
不服申し立ての提出	17
書式例	18
調停	18
書式例	19
適正手続きに関する不服申し立ての手続き	19
適正手続きに関する不服申し立ての提出	19
適正手続きに関する不服申し立て	20
書式例	21
解決の手順	22
適正手続きの聴聞会	24
聴聞会の権利	25
聴聞会の決定	25
控訴	26
タイムライン	26

民事訴訟	27
法務費用	27
<b>障害を有する児童に懲戒を与える際の手続き</b>	<b>29</b>
学校職員の権威	29
懲戒による退学による就学先の変更	32
控訴中の就学先	33
特別支援教育および関連サービスを受ける資格がまだない児童の保護	34
法執行当局および司法当局への照会と措置	35
<b>私立学校に公費でお子さんを通わせる 保護者が一方的に選ぶ就学先に関する要件</b>	<b>35</b>
<b>行政上の不服申し立て書式</b>	<b>37</b>
<b>調停要請書式</b>	<b>38</b>
<b>適正手続きの聴聞会要請書式</b>	<b>39</b>
<b>弁護士サービス</b>	<b>40</b>
<b>無料および低額の法務サービス</b>	<b>40</b>

# 一般情報

## 事前の書面通知

34 C.F.R. 第300.503 条および州教育委員会 (SBE) 規則0520-01-09-15 (4)

### 通知

保護者の学区は、少なくとも以下の 10 学校日前までに、特定の情報を書面で提供しなければなりません。

1. お子さんの識別、評価、または就学先の開始または変更、またはお子さんに対して Free Appropriate Public Education (無償の適切な公立学校教育 : FAPE) の提供の提案、または
2. お子さんの識別、評価、または就学先の開始または変更、またはお子さんに対して無償の適切な公立学校教育 (FAPE) の提供の提案の拒否

### 通知の内容

書面通知には以下を含まなければなりません :

1. 学区が提案または拒否する措置に関する説明
2. 学区が措置を提案または拒否する理由の説明
3. 措置を提案または拒否することを決定するために学区が使用した評価手続き、評価、記録、または報告の説明
4. IDEA のパート B の「手続き上の保護」条項に基づく保護の記述
5. 学区が提案または拒否している措置が、評価のための最初の照会ではない場合は、手続き上の保護措置の説明を入手する方法についての通知
6. IDEA パート B の理解をお手伝いする連絡先の窓口
7. お子さんの Individualized Education Program[個別教育計画 (IEP)] チームが検討したその他の選択肢と、それらの選択肢が却下された理由の説明。そして
8. 学区が措置を提案または拒否したその他の理由の説明。

### 理解可能な言語に関する通知

通知は以下を含まなければなりません :

1. 一般人にとって理解可能な言語。
2. 明らかに実行不可能でない限り、母国語またはその他に使用する意思疎通方法で書かれている。

母国語やその他の意思疎通方法が書き言葉でない場合、学区は以下を確保しなければならない :

1. 母国語のその他の手段、あるいはその他の意思疎通方法で口頭で通知が通訳されている。
2. 理解できる通知内容。および
3. 上記 1 および 2 が満たされたという証拠が書面で提供されている。

## 母国語

### 34 C.F.R. 第300.29 条

母国語は英語が流暢でない個人が使った場合、以下を意味する：

1. 通常その個人が使用する言語、または児童の場合は、児童の親が通常使用する言語。
2. 通常家庭または学習環境において使われており、その児童が直接連絡を取るために使う言語。

聴覚障害者、視覚障害者、または文字言語が使えない人にとっては、意思疎通の手段は、その人が通常使用するもの（手話、点字、口頭でのコミュニケーションなど）である。

## 電子メール

### 34 C.F.R. 第300.505 条

学区が保護者に電子メールで文書を受信する選択肢を提供している場合、以下の内容を電子メールで受信する選択をすることができる：

1. 事前の書面通知
2. 手続き上の保護通知
3. 適正手続きに関する不服申し立てに関する通知

## 保護者の同意の定義

### 34 C.F.R. 第300.9 条および州教育委員会 (SBE) 規則 0520-01-09-.04

### 同意

同意は以下を意味する：

1. 同意する対象の措置に関する全ての情報を母国語またはその他の意思疎通方法（手話、点字、口頭でのコミュニケーション）で詳細に通知された。
2. その措置に対して理解をした上で、書面で同意を与えるが、同意にはその措置が説明され、（該当する場合）公開される記録および公開先がリストにされる。
3. 同意は自発的なものであり、随時撤回することができることを理解している。同意の撤回は書面によるものである必要がある。

同意の撤回をしても、同意後から撤回前の措置を否定（取り消し）するものではない。

## 保護者の同意

### 34 C.F.R. 第300.300 条

### 初期評価への同意

学区は、児童が IDEA パート B に基づく特別支援教育および関連サービスを受ける資格があるかどうかを判断するための初期評価を行う際、まず保護者に提案された措置に関する事前の書面通知を提供し、見出し「**保護者の同意**」に記載されている通り保護者の同意を得ることなく実施することはできない。

保護者の学区は、お子さんが障害を持つ児童であるかどうかを判断するための初期評価について、十分な説明を受けた保護者の同意を得るために適切な努力をしなければならない。

初期評価に同意しても、学区が保護者のお子さんに対して特別支援教育および関連サービスの提供を開始することにも同意したことを**意味するわけではない**。

お子さんが公立学校に出席している、またはお子さんを公立学校に出席させることを希望していたために、同意を提供することを拒否したか、初期評価への同意を提供する要請に応答しそびれた場合、学区は IDEA の調停または適正手続きに関する不服申し立て、解決に向けての会合、および適正手続きの公正な聴聞会の手続きを利用することによって、義務付けられてはいないものの、初期評価を行うことを追及する場合がある。学区はこういった状況においてお子さんの評価をすることを追及しない場合、お子さんの立場の確認、識別、評価をする義務を怠ったことにはならない。

### 初期評価の特別規則

児童が被後見人であり、保護者と同居しておらず、以下に該当する場合、学区は児童が障害を持つ児童であるかどうかの初期評価をするにあたり保護者の同意が必要ではない：

1. 合理的な努力にもかかわらず、学区は児童の保護者を見つけることができない場合。
2. 州法に基づき保護者の権利は打ち切られた場合。**または**
3. 判事が教育上の意思決定をする権利および初期評価に同意をする権利を保護者以外の個人に割り当てた場合。

IDEA で使用されている通り、被後見人とは以下の児童を意味する：

1. 養子である。
2. 州法に基づき被後見人とみなされている。**または**
3. 公的児童福祉機関の保護下に置かれている。

### サービスを受けるための保護者の同意

学区は初めてお子さんに特殊教育および関連サービスを提供する前に合理的な努力を払ってインフォームドコンセント（説明済み同意）を取得する必要がある。

お子さんが初めて特別支援教育および関連サービスを受けることについて保護者が同意するよう求められた際に、同意しない場合、または同意を拒否した場合、学区は手続き上の保護措置（調停、適正手続きに基づく不服申し立て、解決に向けての会合、公平な適正手続き聴聞会）を使用しない場合がある。これは、お子さんに特別支援教育および関連サービス（お子さんの個別教育計画チームが推奨する）を提供することについて、保護者の同意なしに合意または判決を得ることを目的としたものだ。

お子さんが初めて特別支援教育および関連サービスを受けることについて同意を与えることを拒否した場合、またはそのような同意を提供する要請に応答しない場合、学区はお子さんに保護者の同意を求めた特別支援教育および関連サービスを提供しない。そして学区は：

1. それらのサービスをお子さんに提供してお子さんに **FAPE** を利用可能とする義務を怠ったわけではない。**および**
2. IEP 会合を設けたり、保護者の同意が求められた特別支援教育および関連サービスのために IEP を策定したりする義務がない。

特別支援教育および関連サービスを最初に提供した後に、書面で同意を取り消した場合でも、学区がサービスを停止する前に書面による事前通知を行う場合、同じ規則が適用される。サービス提供後に書面で同意を撤回した場合、学区は、同意の撤回を理由に、お子さんの特別支援教育および関連サービスの受給に関する記載を削除するために、お子さんの教育記録を修正する必要はない。

### 再評価のための保護者の同意

学区はお子さんを再評価する前に保護者のインフォームドコンセントを取得する必要がある。しかし、学区が以下を証明できる場合はその限りではない。

1. お子さんの再評価のために保護者の合意を取得するべく合理的な措置を講じた。**および**
2. 保護者は応答しなかった。

お子さんの再評価に同意を与えることを拒否した場合、学区は義務付けられてはいないが、お子さんの再評価に対して同意を拒否したことを無効にするための調停、適正手続きに関する不服申し立て、解決に向けての会合、および適正手続きの公正な聴聞会の手続きを利用することでお子さんの再評価を追求する可能性がある。初期評価の場合と同じく、このような方法で再評価を追求することを学区が否定した場合、学区は IDEA のパート B に基づく義務を怠ったわけではない。

### 保護者の同意を取得するための合理的な努力の文書化

お子さんの学校は保護者の初期評価に対する同意、ならびに特別支援教育および関連サービスの初回提供、再評価、および初期評価を行うために被後見人の保護者の自宅の特定を行うための合理的な取り組みの文書を維持管理する必要がある。文書には、これらの分野における学区の取り組みの記録を含める必要がある。例えば、以下のような取り組みである：

1. 発信したまたは発信を試みた電話の詳細な記録およびその通話結果。
2. 保護者に送付した連絡文書のコピーとそれに対する回答。**および**
3. 親の自宅や勤務先への訪問記録およびその訪問結果の詳細。

### その他の同意の要件

学区が以下を行うにあたり、保護者の同意は必要ない：

1. お子さんの評価または再評価の一部である既存のデータの確認。**または**
2. 全ての児童に与えられる試験またはその他の評価をお子さんに与えること。ただし、その試験または評価の前に全ての児童の全ての保護者からの同意が義務付けられている場合はこの限りではない。

学区は保護者があるサービスやアクティビティに同意することを拒否したとしても、それによってお子さんに対して別なサービス、ベネフィット、またはアクティビティについては提供を拒否したとはみなしてはならない。

お子さんを自費で私立の学校に登校させている場合、またはお子さんを家庭内で教育している場合で、初期評価または再評価のための同意をしない場合、または同意を促す要請に応答しない場合、学区は手続き（調停、適正手続きに関する不服申し立て、解決に向けての会合、または適正手続きの公正な聴聞会）を無効にするためにその同意を利用してはならず、お子さんに公平なサービス（親によって選ばれた私立学校に通う障害を持つ児童に利用可能なサービス）を受ける資格があるとみなすことが義務付けられていない。



## 同意の取り消し

お子さんへの特別支援教育および関連サービスの初回提供の後に、特別支援教育および関連サービスの提供に対する同意は随時取り消すことができる。取り消すには書面によるものである必要があり、学区による受領と同時に発効する。保護者からの書面による取り消しを受領すると、学区は：

1. お子さんに特別支援教育および関連サービスを提供し続けることはできないが、特別支援教育および関連サービスの提供を停止する前に、事前に書面による通知を保護者に提供しなければならない。
2. お子さんに特別支援教育および関連サービスを提供することに同意または判決を得るために、調停または適正手続きを使用することはできない。
3. お子さんにさらなる特別支援教育および関連サービスを提供できなかったことを理由に、お子さんに FAPE（適切な教育環境）を提供するという要件に違反しているとは見なされない。また、
4. お子さんに特別支援教育および関連サービスをさらに提供するために、IEP チーム会議を開催したり、IEP を策定したりする必要はない。

## IEP が有効であるべき時

SBE 規則 0520-01-09-.12 (3)

お子さんの個別教育計画（IEP）は、策定後できるだけ早く実施されなければならない。合意に達することがなければ、お子さんの IEP または資格状況は 14 日間変更されず、その間に適正手続きの聴聞会を要求することができる。

## 独立した教育評価 (IEE)

34 C.F.R. 第 300.502 条

### 一般事項

以下に説明する通り、保護者が学区から得られたお子さんの評価に同意しない場合、独立した教育評価（IEE）を取得する権利がある。

独立した教育評価を要請すると、学区はどこで独立した教育評価を取得することができるかに関する情報、ならびに独立した教育評価に適用される学区の基準について情報を提供する必要がある。

### 定義

独立した教育評価とは、お子さんの教育に責任を有する、学区によって雇われたのではない有資格の試験官によって実施される評価を意味する。

公費とは学区が評価の全費用を支払うか、IDEA のパート B の条項に準拠し、評価が他の方法で賄われて保護者には何の費用もかからないかということの意味しており、パート B は、その要件を満たすために、各州がその州で利用可能な州、地方、連邦、および民間の支援源を使用することを認めている。

## 公費負担で評価を得る保護者の権利

学区によって実施されたお子さんの評価に同意できない場合、以下の条件に従うことを前提に、公費負担でお子さんの IEE を受ける権利がある。

1. 公費でお子さんの IEE を要請すると、学区は、不要な遅延なしに以下のいずれかを行う：  
(a) 学区によるお子さんの評価が適切なものであることを示す聴聞会を要求する適正手続きに関する不服申し立てを提出する。または (b) 公費で IEE を提供する。ただし、学区が聴聞会で保護者が得たお子さんの評価は学区の基準を満たさなかったということを証明した場合はこの限りではない。
2. 学区が聴聞会を要求し、最終決定によって学区の評価が適切であった場合、なおも IEE を受ける権利はあるが、ただ公費ではなくなる。
3. お子さんの IEE を要求する場合、学区から得られたお子さんの評価に反対する理由を学区が尋ねる場合がある。しかし、学区は説明を必要としないかもしれず、公費でお子さんの IEE を提供することを不合理に遅延させないかもしれないし、あるいは適正手続きに関する不服申し立てを提出して、学区によるお子さんの評価を弁護するために適正手続きの聴聞会を要求する場合がある。

保護者が同意できないお子さんの評価を学区が実施するたびに、1 度だけ公費で実施されるお子さんの IEE を受ける権利がある。

## 保護者が開始する評価

公費でお子さんの IEE を取得する場合、又は私費で取得したお子さんの評価を学区と共有する場合：

1. 学区は、IEE 評価が学区の基準を満たしている場合、お子さんへの FAPE の提供に関するあらゆる決定において、お子さんの IEE 評価の結果を考慮しなければならない。**および**
2. 保護者または学区は、お子さんに関する適正手続きの聴聞会において証拠として評価を提示してもよい。

## 行政法判事による評価の依頼

行政法判事がお子さんの IEE を適正手続きの聴聞会において命じる場合、評価費用の負担は公費でなければならない。

## 学区の基準

IEE が公費負担である場合、評価が取得される基準は、評価の場所および試験官の資格を含み、学区が評価を開始する際に使う基準と同じでなければならない（これらの基準が IEE を受ける権利と矛盾しない範囲において）。

上記基準を除いて、学区は公費による IEE の取得に関する条件やタイムラインを課してはならない。

# 情報の機密性

## 定義

## 34 C.F.R. 第300.611 条

情報の機密性の見出しに基づいて使用される通り：

- **破棄**とは物理的な破棄またはもはや個人を特定できなくするよ うに個人識別情報を削除することを意味する。
- **教育記録**とは Family Educational Rights and Privacy Act of 1974[1974 年家族の教育の権利とプライバシーに関する法律]、20 U.S.C. 1232g (FERPA) を実効化する規則である 34 C.F.R. パート 99「教育記録」の定義のもとで扱われている記録の種類を意味する。
- **参加機関**とは、IDEA パート B に基づき、個人識別情報を収集、維持、または使用する、またはそこから情報を取得する学区、機関または施設を意味する。

## 個人の特定が可能な

### 34 C.F.R. 第300.32 条

個人を特定できるとは以下の情報を意味する：

- a) お子さんの氏名、保護者としての保護者の氏名、または別な家族の氏名
- b) お子さんの住所
- c) お子さんの社会保障番号または学生番号などの個人識別子。**または**
- d) 合理的な確実性によってお子さんを特定できるような個人的な特徴またはその他の情報のリスト。

## 保護者への通知

### 34 C.F.R. 第300.612 条

学区は個人の特定が可能である情報の機密性について保護者に十分に通知するべく以下を含む適切な通知を出さなければならない。

1. その州におけるさまざまな人種集団の母国語でどの程度通知が行われているかの説明。
2. 個人識別情報が保管されている児童の説明、求められる情報の種類、州が情報収集に使用する予定の方法（情報収集源を含む）、ならびに情報の使用目的。
3. 個人識別情報の保管、第三者への開示、保持、ならびに破棄に関して参加機関が従わなければならない方針や手続きの要約、**および**
4. この情報に関して保護者および児童が有する全ての権利（FERPA に基づく権利およびその実施規則 34 C.F.R. パート 99 を含む）の説明

児童の特定、所在確認、評価などの主要な活動（「児童の発見」とも呼ばれる）に先立ち、州内の保護者に特別支援教育および関連サービスを必要とする児童の所在確認、特定、評価などの活動について通知するために十分な発行部数がある新聞またはその他のメディアあるいは両方において通知が公表または発表されなければならない。

## アクセス権

### 34 C.F.R. 第300.613 条

参加機関は IDEA のパート B に基づいて保護者がお子さんに関して学区によって収集、維持、または使用された教育記録を閲覧および確認することを可能としなければならない。参加機関はお子さんの教育記録の閲覧および確認をしたいという保護者の要請に不要な遅滞なく、IEP または適正手続きの公正な聴聞会（解決に向けての会合または懲戒に関する聴聞会）の前に応じなければならない。また、いかなる場合においても保護者の要請が出されてから 45 日以内に応じるものとする。

閲覧および確認をする権利には以下が含まれる：

1. 記録の説明および解釈を求める保護者の合理的な要請について参加機関からの応答を得る権利。
2. 写しを貰わなければ効果的に記録を閲覧および確認することができない場合、参加機関が記録の写しを提供するよう要請する保護者の権利。および
3. 保護者の代理人に記録を閲覧および確認させる保護者の権利。

参加機関は、後見や別居、離婚などを規定する適用可能な州法に基づき、保護者が権限を有さないという通知がない限り、保護者にはお子さんに関する記録を閲覧・確認する権限があるものとみなすことができる。

## アクセス記録

34 C.F.R. 第300.614 条

各参加機関は IDEA のパート B に基づき収集、維持、または使用された教育記録へのアクセスを得る当事者の記録（保護者および参加機関の有権限職員によるアクセスを除いて）を保管しなければならない。

## 複数の児童の記録

34 C.F.R. 第300.615 条

複数の児童に関する情報が記載されている教育記録がある場合、それらの児童の保護者は、自らの児童に関する情報のみを閲覧・確認する権利、またはその特定の情報を通知される権利を有する。

## 情報の種別および場所のリスト

34 C.F.R. 第300.616 条

各参加機関は、その機関が収集、維持、または使用している教育記録の種類と場所のリストを要請に応じて保護者に提供しなければならない。

## 料金

34 C.F.R. 第300.617 条

各参加機関は、IDEA のパート B に基づき保護者のために作成された記録の写しについて、その料金が保護者による記録の閲覧および確認の権利の行使を実質的に妨げない限り、料金を請求することができる。

参加機関は、IDEA のパート B に基づく情報の検索や取得に対して料金を請求することはできない。

## 保護者の要請による記録の修正

34 C.F.R. 第300.618 条および州教育委員会 (SBE) 規則 0520-01-09-.22

お子さんの教育記録に記載されている情報が不正確、誤解を招く、あるいはプライバシーやその他の権利を侵害していると思われる場合は、情報を管理している参加機関に情報の変更を要求することができる。

学区は、34 C.F.R. 第 300.618 条に従って保護者から要請を受けた場合、その要請を受理してから 14 暦日以内に、要請通りに情報を修正するかどうかを決定しなければならない。

参加機関が保護者の要請に従って情報を変更することを拒否した場合、その機関は保護者にその旨を通知し、この目的のための聴聞会を開く権利について、「**聴聞会の機会**」の見出しに記載されている通りに助言しなければならない。

## 聴聞会の機会

34 C.F.R. 第300.619 条

参加機関は、要請に従って、教育記録のうちのお子さんに関する情報が不正確、誤解を招く、またはお子さんのプライバシーやその他の権利に侵害しているものでないことを確認するため、異議を申し立てる聴聞会の機会を提供しなければならない。

## 聴聞会の手続き

34 C.F.R. 第300.621 条

教育記録の情報に異議を申し立てる聴聞会は FERPA に基づく聴聞会の手続きに従って実施されなければならない。

## 聴聞会の結果

34 C.F.R. 第300.620 条

聴聞会の結果、情報が不正確、誤解を招く、またはプライバシーやその他のお子さんの権利を侵害すると参加機関が判断する場合、それに従って情報を変更し、その旨を書面で保護者に通知しなければならない。

聴聞会の結果、情報は不正確でも誤解を招く内容でもなく、プライバシーやその他のお子さんの権利を侵害するものでもない場合、参加機関が判断する場合、参加機関の判断に同意できない理由を述べた声明をお子さんに関する記録に記載する権利が保護者にはあることを通知しなければならない。

お子さんの記録に記載したそのような説明は、以下を満たさなければならない。

1. 記録または異議を唱えた部分を参加機関が保管する限り、お子さんの記録の一部として参加機関が保管しなければならない。**および**
2. 参加機関がお子さんの記録または異議を申し立てた部分を第三者に対して開示する場合は、その説明もまたその第三者に開示しなければならない。

## 個人識別情報開示の同意

### 34 C.F.R. 第300.622 条

教育記録に含まれるのでない限り、保護者の同意なき情報の開示は FERPA に基づいて許可されているが、保護者の同意は個人識別情報が参加機関の役員以外の第三者に開示される前に取得されなければならない。下記に明記された状況を除き、IDEA のパート B の要件を満たす目的で参加機関の役員に個人識別情報が開示される場合は、それに先立つ保護者の同意は不要である。

保護者の同意、または州法に基づいて成人となる有資格の児童の同意は、個人識別情報を提供している、または移行期間のサービスの費用を負担している参加機関の役員に開示される前に取得されなければならない。

お子さんが住居と同じではない学区の私立学校に所属している、またはこれから入学しようとしている場合、お子さんの個人識別情報が私立学校が存在する学区と居住中の学区の役員間で開示される前に保護者の同意を取得する必要がある。

## 保護措置

### 34 C.F.R. 第300.623 条

各参加機関は、収集、保管、開示、破棄の各段階において個人識別情報の機密を守らなければならない。

各参加機関において一人の役員が全ての個人識別情報の機密性を確保する責任を担わなければならない。

個人識別情報を収集または使用する全ての人物は IDEA のパート B および FERPA に基づく機密情報に関する訓練または州の方針および手続きに関する指示を受けなければならない。

各参加機関は、それぞれ機関内の個人識別情報にアクセスする可能性のある職員の氏名と役職の最新リストを一般による閲覧用に維持しなければならない。

## 情報の破棄

### 34 C.F.R. 第300.624 条

お子さんに教育サービスを提供するために収集、保管、使用されてきた個人識別情報がもはや不要な場合、学区は保護者に通知しなければならない。

当該情報は、保護者からの要請により破棄されなければならない。しかし、お子さんの氏名、住所、電話番号、成績、出欠、出席したクラス、完了した学年、年度の永年的な記録は期限を定めずに保管される場合がある。

## 州の不服申し立ておよび紛争解決手続き

### 適正手続の聴聞会における不服申し立てと行政上の不服申し立ての手続きの違い

IDEA のパート B の規則は書面による行政上の不服申し立てと適正手続きに関する不服申し立てと聴聞会に対して別々な手続きを規定している。以下に説明するように、いかなる個人や組織も学区、テネシー州教育省、その他の公的機関によるパート B 要件の違反を申し立てる書面による行政上の不服を申し立てることができる。障害を有する児童の識別、評価、あるいは就学先の開始または変更、または児童への FAPE の提供を提案または拒絶することに関連するいかなる事柄であれ、適正手続き上の不服を申し立てることができるのは、保護者または学区のみである。当該部署の職員は、期限が適切に延長されない限り、書面による行政上の不服申し立てを、通常 60 暦日以内に解決しなければならないが、行政法判事は、適正手続きに関する不服申し立てを審理しなければならない（和解に向けての会合または調停で解決されなかった場合）、また、保護者または学区の要請により、行政法判事が特定の延長期間を認めた場合でない限り、この文書の「**解決手順**」の見出しの下に記載されている解決期間が終了してから 45 暦日以内に書面による決定を下さなければならない。行政上の不服申し立ておよび適正手続きに関する不服申し立て、解決、および聴聞の手続きについては、以下で詳細に説明をする。

### 行政上の不服申し立て手続き

34 C.F.R. 第 300.151-152 条 およびテネシー州法注釈第 49-10-604 条

#### 一般事項

T.C.A 第 49-10-604 条に従い、テネシー州教育省は組織または個人による不服申し立てを含む不服申し立ての調査を行う。教育省の調査結果によると適切なサービスの提供を怠ったため、不服申し立ての解決にあたり、同省は以下に対して対応を行う：

1. 児童の必要性を満たすために適切な是正措置を取ることも含めて適切なサービスの提供を怠ったことの是正。**および**
2. 今後、障害を持つ児童全員に対する適切なサービスの提供。

#### 時間の制約、最小限の手続き

不服申し立てが提出されてから 60 暦日以内に、同省は以下を行う：

1. 不服申し立てに対して口頭または書面で不服申し立ての訴えに関する追加情報を提出する機会を与える。
2. 学区またはその他の公共機関に対して最低でも以下の通り不服申し立てに応答する機会を

提供する：

- (a) 機関の選択により、不服申し立てを解決する提案。 **および**
  - (b) 不服申し立てを提出した保護者および自発的に調停に携わること同意する機関のための機会。
3. 必要と判断された場合は独立した現場調査の実施。
4. 関連情報の確認および学区またはその他の公共機関が IDEA のパート B の要件に違反しているかについての独立した判断。 **および**
5. 不服申し立てについての各訴えを取り扱う書面による決定処分発行では以下を含む：
- (a) 事実と結論の調査結果。 **および**
  - (b) 同省の最終決定の根拠。

### 延長期間、最終決定、実施

同省は以下を行うものとする：

1. 以下の条件を満たす場合のみ、60 暦日の延長を許可する：
  - a. 特定の不服申し立てに関して例外的な状況が存在する場合。 **または**
  - b. 保護者および学区またはその他に関わっている公共機関が調停または代替紛争処理手段を通じて自発的に解決のための期間の延長に合意する場合。
2. 必要な場合、以下を提供する： (a) 技術支援活動、 (b) 交渉、 **および** (c) コンプライアンスを実現するための是正措置。

### 州による不服申し立ておよび適正手続きの聴聞会

もし、下記「適正手続きに関する不服申し立ての提出」の項目で説明されている適正手続きに関する不服申し立ての聴聞会の対象でもある行政上の不服申し立てが受理された場合、または、その不服申し立てが複数の問題を含み、そのうちの 1 つまたは複数が当該の聴聞会に該当する場合、同省は、聴聞会が終了するまで、行政上の不服申し立てまたは適正手続きに関する不服申し立ての聴聞会で取り上げられている不服申し立てのいかなる部分も保留する。行政上の不服申し立てにおける問題で、適正手続き聴聞会で取り上げられていないものは、前述の期限と手続きに従って解決されなければならない。

行政上の不服申し立てで提起された問題に関して過去に同じ当事者（保護者と学区）が関わる適正手続き聴聞会において決定が出された場合は、その適正手続き聴聞会の決定はその問題について拘束力を持つ。

学区またはその他の公共機関が適正手続き聴聞会の決定を実施しなかったと主張する行政上の不服申し立てについては州の教育省によって解決される必要がある。

### 不服申し立ての提出

34 C.F.R. 第 300.153 条およびテネシー州法注釈第 49-10-604 条

組織または個人は、上記の手順に従って署名入りの行政上の不服申し立て書を提出することができる。



書面による不服申し立てには以下を含まなければならない：

1. 学区またはその他の公共機関が IDEA のパート B またはその規則である要件に違反をしたという記述。
2. その記述の根拠となる事実。
3. 不服申立人の署名と連絡先情報。および
4. 特定の児童に関して違反を申し立てている場合：
  - a. 児童の氏名および児童の居住地の住所。
  - b. 児童が出席している学校名。
  - c. ホームレスの児童または青年である場合は、児童の利用可能な連絡先情報および児童が出席している学校名。
  - d. 児童の問題に関連した事実を含めた問題の性質の説明。および
  - e. 申し立てを行った当事者が申し立てを提起した時点で知り得た範囲内で利用可能であった問題の解決案。

不服申し立てでは不服申し立てが受理された日から 1 年以内前に起こった違反を主張しなければならない。

書面による行政上の不服申し立てを提出する当事者は、当事者がテネシー州教育省に不服申し立てを提出すると同時に児童にサービスを提供している学区またはその他の公共機関に不服申し立ての写しを送付しなければならない。

## 書式例

34 C.F.R. 第 300.509 条

テネシー州教育省は行政上の不服申し立てを書面で提出する際に役に立つ書式を作成した。その書式は本小冊子の背面に含まれている。

## 調停

34 C.F.R. 第 300.506 条およびテネシー州法注釈第 49-10-605 条

### 一般事項

学区は、保護者と学区が、適正手続きに関する不服申し立ての提出前に生じた問題も含め、IDEA のパート B に定められた事項に関する意見の相違を解決できるよう、調停を利用可能にしなければならない。したがって、「適正手続きに関する不服の申し立て」の項で説明されているように、適正手続きに関する聴聞会を要求するための適正手続きに関する不服申し立てを提出しているかどうかに関わらず、調停は、IDEA のパート B に基づく紛争解決に利用できる。

### 要件

手続きは、調停プロセスが以下を確実に実現するものでなければならない：

1. 保護者と学区側の双方が自主的に参加すること。
2. 適正手続きに関する聴聞を受ける権利を否定または遅延させるために使用されるものではなく、また、IDEA のパート B のもとで保護者が有するその他の権利を否定するものでもない。
3. 効果的な調停技術の訓練を受けた有資格かつ公平な調停人が行う。

学区は、調停手続きを希望しない保護者と学校に、以下の条件を満たす利害関係のない第三者を

交えて、都合の良い日時と場所で話し合う機会を提供する手順を策定することができる：

1. その州の適切な代替紛争解決機関、保護者の訓練・情報センター、または地域親子支援センターと契約している者。**および**
2. 保護者に対して調停プロセスのメリットを説明し、その利用を勧める者。

テネシー州教育省は会合の費用を含む調停手続きの費用を負担する。

調停手続きの各会合は適時予約され、保護者と学区の両方に便利な場所で開催されなければならない。

保護者と学区が調停手続きを通して紛争を解決する場合、いずれの当事者も以下の通りに解決法を規定する法的に拘束力のある合意を締結しなければならない：

1. 調停手続き中に行われた全ての討議が機密を守り続け、その後の適正手続き聴聞会または民事訴訟において証拠として使われないことを明言している。**および**
2. 学区に拘束力を持たせる権威を有する学区の代表者と保護者の両者によって署名されている。

調停手続きの間に行われた討議の内容は機密情報として保護されなければならない。これらは、将来、IDEA のパート B に準拠する支援を受ける州の連邦裁判所または州裁判所における適正手続きの聴聞会または民事訴訟の証拠として使用することはできない。

### 調停人の公正性

調停人は以下を守らなければならない：

1. テネシー州教育省またはお子さんの教育または世話に関わっている学区の職員であってはならない。**および**
2. 調停人の客観性と矛盾するような個人的または専門的な利害を有してはならない。

調停人としての資格を満たす者は、調停人としての職務に対して機関や学区から報酬を受け取っているという理由のみで、学区や州の機関の従業員であるとはみなされない。

## 書式例

### 34 C.F.R. 第300.509 条

テネシー州教育省は調停を要請する際に役に立つ書式を作成した。その書式は本小冊子の背面に付属している。

## 適正手続きに関する不服申し立て手続き 適正手続きに関する不服申し立ての提出

### 34 C.F.R. 第300.507 条およびテネシー州法注釈第49-10-606 条

### 一般事項

お子さんの識別、評価、または就学先の開始または変更、またはお子さんへの FAPE の提供を提案または拒絶することに関連するいかなる事柄であれ、適正手続き上の不服を申し立てることができるのは、保護者または学区である。

適正手続きに関する申し立てでは、適正手続きに関する申し立ての根拠となる行為について、保護者または学区が知った、あるいは知るべきであった日から2年以内に発生した違反を申し立てなければならない。

上記のタイムリミットは、以下の理由により、タイムリミット内に適正手続きに関する不服を申し立てることができなかった場合には適用されない。

1. 学区は申し立てで特定された問題を既に解決したと、明確に虚偽である説明を行っていた。または
2. 学区は IDEA のパート B に基づいて児童と保護者にサービスを提供する必要があると、という情報を保護者に隠していた。

### 保護者のための情報

保護者が情報を請求した場合または保護者や学区が適正手続きに関する不服申し立てを提出した場合、学区は無料または低コストな法務その他の関連サービスがその地域で利用可能であることを通知しなければならない。

## 適正手続きに関する不服申し立て

34 C.F.R. 第508 条

### 一般事項

聴聞会を要請するには、保護者または学区（あるいは保護者または学区の弁護士）が相手方当事者に対する適正手続きに関する不服申し立てを提出しなければならない。その不服申し立てには、以下に記載された全ての内容を含めなければならない、また機密を保持しなければならない。

保護者又は学区のうちどちらかが申し立てを提出したにせよ、テネシー州教育省に対しても申し立ての写しを提供しなければならない。

### 申し立ての内容

適正手続き上の申し立てには以下を含めなければならない：

1. 児童の氏名。
2. 児童の居住地の住所。
3. 児童の学校名。
4. 児童または青年がホームレスである場合、児童の連絡先情報および学校名。
5. 問題に関連する事実を含める提案または拒絶する行為に関連する児童の問題の性質の説明。および
6. 保護者または学区がその時点で知り得た範囲内で利用可能であった問題の解決案。

### 適正手続きに関する不服申し立ての聴聞会の前に必要な通知

保護者または学区が、上記の情報が記載された適正手続きに関する不服申し立てを提出するまでは、保護者または学区（あるいは保護者または学区の弁護士）は適正手続きに関する公聴会を開くことができない。

## 不服申し立ての十分性

適正手続きに関する不服申し立てを前進させるためには、十分な根拠があるとみなされなければならない。適正手続きに関する不服申し立ては、適正手続きに関する不服申し立てを受け取った当事者（保護者または学区）が、不服申し立てを受け取ってから 15 暦日以内に、行政法判事およびもう一方の当事者に書面で、受け取った当事者が適正手続きに関する不服申し立てが上記の要件を満たしていないと考える旨を通知しない限り、要件（上記要件）を十分に満たしていると思なされる。

通知を受領してから 5 暦日以内に、受領当事者（保護者または学区）が適正手続きに関する不服申し立ての根拠が不十分であると思なした場合、行政法判事は適正手続きに関する不服申し立てが上記要件を満たしているかの判断をし、保護者および学区に書面によって直ちに通知をしなければならない。

## 不服申し立ての修正

保護者または学区は以下の場合にのみ不服申し立てに変更を加えても良い：

1. 相手方当事者が書面により変更を承認し、適正手続きに関する不服申し立てを解決に向けての会合によって解決する機会を与えられる場合。または
2. 適正手続きに関する不服申し立ての聴聞会の開始前 5 日以内に、行政法判事が変更の許可を与える場合。

不服を申し立てている当事者（保護者または学区）が適正手続きに関する不服申し立てに変更を加える場合、解決に向けての会合のタイムリミット（申し立てを受領してから 15 暦日以内）および解決のためのタイムリミット（申し立てを受領してから 30 暦日以内）は、不服申し立て修正版が提出された日に再び開始する。

## 適正手続きに関する不服申し立てに対する学区の反応

「**事前の書面通知**」という見出しの下に説明された通り、学区が保護者の適正手続きに関する不服申し立てに含まれた主題に関する事前の書面通知を保護者に送付していない場合、学区は適正手続きに関する不服申し立てを受領してから 10 暦日以内に、以下を含む応答を送付しなければならない：

1. 学区が適正手続きに関する不服申し立てにおいて提起された措置を取る提案または拒絶をした理由の説明。
2. お子さんの個別教育計画（IEP）チームが検討したその他の選択肢と、それらの選択肢が却下された理由の説明。
3. 学区が提案または拒絶された措置の根拠として使用したそれぞれの評価手続き、評価、記録、または報告書の説明。および
4. 学区の提案または拒絶した措置に関連性がある他の要素の説明。

上記 1～4 の情報を提供しても、学区が保護者の適正手続きに関する不服申し立てが不十分であったと主張することを妨げるものではない。

## 適正手続きに関する不服申し立てに対する他の当事者の反応

上記の小見出しで述べた場合を除き、**適正手続きに関する不服申し立てに対する学区の対応**として、適正手続きに関する不服申し立てを受けた当事者は、申し立てを受けてから 10 暦日以内に、申し立ての対象となっている問題について具体的に言及した回答を、もう一方の当事者に送付しなければならない。

## 書式例

### 34 C.F.R. 第300.509 条

テネシー州教育省は適正手続き聴聞会を要請する際に役に立つ書式を作成した。その書式は本小冊子の背面に含まれている。

## 適正手続き中の児童の就学先

### 34 C.F.R. 第300.518 条

障害を有する児童に懲戒を与える際の手続きという見出しで規定されている場合を除き、適正手続きに関する不服申し立てが相手方当事者に送付された後は、解決手続き期間中、および公平な適正手続きに関する聴聞または裁判手続きの判定を待つ間、保護者と学区が別段の合意をしない限り、お子さんは現在の就学先に留まるものとする。

適正手続きに関する不服申し立てが公立学校への初等教育入学申請に関するものである場合、お子さんは、保護者の同意を得たうえで、すべての手続きが完了するまで、通常の公立学校プログラムに就学しなければならない。

IDEA のパート C からパート B に基づくサービスへと移行期間にある児童が 3 歳になったため、パート C のサービス対象ではなくなり、適正手続きに関する不服申し立てが、IDEA のパート B における初等教育サービスのための申請に関わるものである場合は、学区は児童がそれまで受けていたパート C のサービスを提供する義務がない。児童が IDEA のパート B に基づいて資格があると認められ、保護者が児童に特別支援教育および関連サービスを初めて受けることに同意した場合、手続きの結果が出るまでの間、学区は論争の対象となっていない特別支援教育および関連サービス（保護者と学区の両者が合意したもの）を提供しなければならない。

## 解決の手順

### 34 C.F.R. 第300.510 条

#### 解決に向けての会合

保護者による適正手続きに関する不服申し立ての通知を受領してから 15 暦日内、および適正手続きの聴聞会が開始する前に、学区は保護者および IEP チームの関連職員（保護者による適正手続きに関する不服申し立てにおいて特定された事実に関して特別な知識がある者）との間で会合を開催しなければならない。会合は以下の基準を満たさなければならない：

1. 学区に代わって意思決定を行う権威のある学区の代表者を含めなければならない。および
2. 保護者が弁護人に付き添われているのでない限り、学区の弁護人を含めてはならない。

会合に出席すべき IEP チームの関連職員については保護者と学区が決定する。

会合の目的は保護者による適正手続きに関する不服申し立てについておよび不服申し立ての根拠となる事実を話し合うことであり、それにより学区が紛争を解決する機会を設けることである。

以下の場合には解決に向けての会合は不要である：

1. 保護者と学区が書面によって会合を放棄することに合意する場合。または
2. 保護者と学区が調停手続きを使用することで合意する場合、詳しくは調停の見出しにより説明。

### 解決に向けての期間

学区が適正手続きに関する不服申し立ての受領から 30 暦日（解決手続きのタイムリミット中）経っても保護者の満足のあるような適正手続きに関する不服申し立ての解決をしていない場合は、適正手続きの聴聞会が開かれる可能性がある。

最終判断を下すための 45 暦日のタイムリミットは、30 暦日の解決期間満了時に開始する。ただし、30 暦日の解決期間に調整が加えられる場合、下記に説明するように、例外が適用される。

保護者と学区の両者が解決手続きまたは調停の放棄に合意した場合を除き、解決に向けての会合への参加を怠った場合、解決手続きと適正手続き聴聞会のスケジュールは、保護者が会合への参加に同意するまで遅延する。

学区が妥当な努力を尽くし、その努力を文書化しても、解決のための話し合いに参加してもらうことができない場合、学区は 30 暦日の解決期間の終了時に、保護者の適正手続きに関する不服申し立てを却下するよう行政法判事に要請することができる。そのような努力の文書化には、学区による相互に合意できる時と場所を手配する試みの記録を含まなければならない。例えば：

1. 電話による通話または電話をかける試みの詳細およびこれらの電話の結果の記録
2. 保護者に送付した書簡のコピー、およびあればそれに対する応答
3. 保護者の自宅または職場への訪問の詳細およびこれらの訪問の結果の記録

学区が保護者による適正手続きに関する不服申し立ての通知を受領してから 15 暦日以内に解決に向けての会合を開催できなければ、または解決に向けての会合に参加しなければ、保護者は行政法判事に対して 45 暦日の適正手続き聴聞会のタイムリミットの開始を命じるように要請することができる。

### 30 暦日の解決期間への調整

保護者と学区が解決に向けての会合を放棄することに書面によって合意した場合、適正手続き聴聞会の 45 暦日のタイムリミットはその翌日から開始する。

調停または解決に向けた会合の開始後、30 暦日の解決期間が終了する前に、保護者と学区が書面で合意し、合意が不可能であると認めた場合、その翌日から 45 暦日のタイムリミット内に、適正手続き聴聞会が開催される。

保護者と学区が調停手続きの利用に同意した場合、両当事者は 30 日間の解決期間の終了時に、合意に達するまで調停を継続することに書面で合意することができる。ただし、保護者または学区の

いずれかが調停手続きから離脱した場合は、適正手続き聴聞会の 45 暦日のタイムリミットがその翌日に開始する。

## 和解合意書

解決に向けての会合で紛争の解決が図られた場合、保護者と学区は、法的拘束力のある合意を締結しなければならない。その合意は以下の条件を満たすものとする：

1. 学区を拘束する権威を有する学区の代表者と保護者によって署名されている。**および**
2. 管轄権を有する州裁判所（この種の訴訟を審理する権限を有する州裁判所）、アメリカ合衆国の地方裁判所、または州の教育機関（当事者が和解合意の執行を求めることを認める別の仕組みまたは手続きが州にある場合）で執行可能。

## 合意の審査期間

保護者と学区が解決に向けての会合の結果として合意を締結する場合、いずれの当事者（保護者または学区）も、保護者と学区の両者が合意書に署名をしてから 3 営業日以内に合意を無効にすることができる。

## 適正手続きの聴聞会

34 C.F.R. 第 300.511 条およびテネシー州法注釈第 49-10-606 条

### 一般事項

適正手続きに関する不服申し立てが提出されるときは常に、その**適正手続きに関する不服申し立て**および**解決手続き**のセクションに記載されているように、紛争に関与する保護者または学区は、適正手続きの聴聞会の公平な機会が与えられなければならない。

### 行政法判事

行政法判事は少なくとも：

1. テネシー州教育省または児童の教育または世話に関わる学区の職員であってはならない（ただし、行政法判事として務めるために機関によって報酬を支払われたというだけの理由で機関の職員とは解釈されない）。
2. 聴聞会における行政法判事の客観性と矛盾するような個人的または職業上の利害があってはならない。
3. IDEA の条項、連邦・州の IDEA に関する規則、および連邦・州の裁判所による IDEA の法的解釈についての知識があり、理解している。**および**
4. 聴聞会を実施し、適切で標準的な法務慣行と一致した決定を下し、書面に記録するための知識と能力を有している。

### 適正手続き聴聞会の対象事項

適正手続き聴聞会を要請する当事者（保護者または学区）は、相手方当事者の同意なくして、適正手続きに関する不服申し立てで取り扱われなかった問題を聴聞会において提起してはならない。

### 聴聞会の要請の際のタイムリミット

適正手続きに関する不服申し立ての場合、不服申し立てで取り扱われた問題について保護者また

は学区が知っていたあるいは知っていたはずである時点から 2 年以内に公正な聴聞会を要請しなければならない。

### タイムリミットの例外

適正手続きに関する不服申し立てを以下の理由から保護者が提出することができなかった場合、上記タイムリミットは保護者には適用しない：

1. 学区は、保護者が不服申し立てで提起している問題や課題が既に解決済みであると特に誤って伝えた場合。
2. 学区が保護者に IDEA のパート B に基づいて提供する義務があった情報を保護者に隠していた場合。

## 聴聞会の権利

34 C.F.R. 第 300.512 条

### 一般事項

適正手続きに関する聴聞会（懲戒手続きに関する聴聞会を含む）の当事者は、以下の権利を有する：

1. 障害を持つ児童の問題について特別な知識や訓練を受けた弁護士および／または専門家の助言を受ける権利。
2. 証拠を提示し、証人と対決し、反対尋問を行い、証人の出席を要求する権利。
3. 当事者に対し、聴聞会の少なくとも 5 営業日前までに開示されていない証拠の聴聞会への提出を禁止する権利。
4. 聴聞会の逐語記録を書面または電子記録で入手する選択肢を有する権利。**および**
5. 書面による、または電子的な事実認定および決定を入手する選択肢を有する権利。

### 追加の情報開示

保護者および学区は適正手続きの聴聞会より少なくとも 5 営業日前に互いに聴聞会において使うことを意図しているその日までに完了した全ての評価およびそれらの評価に基づく勧告を互いに開示しなければならない。

行政法判事は、この要件を満たさない当事者が、相手方の同意なく、関連する評価又は勧告を聴聞会で提出することを禁止することができる。

### 聴聞会における保護者の権利

保護者には以下の権利が付与されなければならない：

1. 児童の立ち合いのもとで聴聞会に出ること。
2. 聴聞会を公開すること。**および**
3. 聴聞会の記録、事実認定、決定を無料で提供させること。

## 聴聞会の決定

34 C.F.R. 第 300.513 条



## 行政法判事の決定

お子さんが FAPE を受けたかどうかに関する行政法判事の決定は、実質的な根拠に基づくものでなければなりません。

手続き上の違反を理由とする申し立てにおいて、行政法判事がお子さんが FAPE を受けていないと判断するのは、手続き上の不備が以下の条件を満たす場合のみである。

1. お子さんの FAPE を受ける権利を妨害した。
2. お子さんへの FAPE の提供に関する意思決定プロセスへの保護者の参加の機会をかなり妨害した。または
3. 教育上のメリットを奪った。

## 構築条項

上記の規定はいずれも、行政法判事が学区に対して、IDEA（34 C.F.R. 第 300.500 条～第 300.536 条）のパート B に基づく連邦規則の「手続き上の保護」の項に定められた要件を遵守するよう命じることを妨げるものと解釈することはできない。

## 適正手続きの聴聞会を求める別な要請

IDEA（34 C.F.R. 第 300.500 条～第 300.536 条）のパート B に基づく連邦規則の「手続き上の保護」に関する部分に記載されている内容は、既に提出された適正手続きに関する不服申し立てとは別の問題について、別途不服申し立てを行うことを妨げると解釈することはできない。

## 諮問委員会および一般市民への調査結果および決定事項

個人識別情報を削除した後、同省は、以下の措置を講じなければならない：

1. 適正手続きの聴聞会または州の特別支援教育諮問委員会への控訴において調査結果および決定事項を提供。および
2. これらの調査結果および決定事項の公開

## 控訴

34 C.F.R. 第 300.514 条

## 聴聞会の決定の最終性

適正手続きの聴聞会（懲戒手続きに関する聴聞会を含む）において出された決定は最終的なものである。ただし聴聞会に関わった当事者（保護者または学区）は民事訴訟を提起することにより出された決定に控訴することができる。

## タイムリミット

34 C.F.R. 第 300.515 条

解決に向けての会合の 30 暦日の期間の満了後 45 暦日以内、または「**30 暦日の解決期間への調整**」の小見出しに基づく説明の通り、調整された期間の満了後の 45 暦日以前に：

1. 聴聞会において最終決定が出された。
2. 決定のコピーが各当事者に対して郵送された。

行政法判事はいずれかの当事者の要請に応じて上記に記載された 45 暦日の期間を超えて特定の期間延長を付与する場合がある。

各聴聞会は、保護者とそのお子さんにとって合理的に便利である日時と場所において実施される必要がある。

## 民事訴訟

34 C.F.R. 第300.516 条

### 一般事項

いずれの当事者（保護者または学区）も適正手続きの聴聞会（懲戒手続きに関連する聴聞会を含む）の調査結果および決定に同意できない場合、適正手続きの聴聞会の主題であった事柄に関して民事訴訟を提起する権利がある。訴訟は係争額に関わらず、州の最高裁判所または巡回裁判所、あるいは米国地方裁判所に提起することができる。

### 時間制限

提訴する当事者（保護者または学区）には行政法判事の決定日から 60 暦日以内に民事訴訟を提起することができるものとする。

### 追加手続き

民事訴訟において、裁判所は以下を行うものとする：

1. 行政手続きの記録を受領する。
2. 保護者または学区の要請に従って追加の証拠を審理する。および
3. 証拠の優越性を基に判断を下し、裁判所が適切と判断する救済措置を認める。

### 地方裁判所の管轄

アメリカ合衆国地方裁判所は係争額に関わらず IDEA のパート B に基づいて提起された訴訟に判決を下す権威を有する。

### 法解釈のルール

IDEA のパート B は米合衆国憲法、1990 年障害を持つアメリカ人法、1973 年リハビリテーション法第 5 章（第 504 条）、または障害を持つ児童の権利を保護するその他の連邦法のもとで利用が可能な権利、手続き、救済措置をなんら制約または制限をしない。ただし、これらの法律に基づく民事訴訟の提起に先立ち、IDEA のパート B でも利用可能な救済措置を求める場合は、IDEA のパート B に基づき、当事者が訴訟を起こした場合に必要なと同程度に、前述の適正手続きを出しつくさなければならない。つまり、保護者は IDEA に基づいて利用可能な救済措置と重複する他の法律に基づいて救済措置が利用可能である可能性があるが、一般的にそれらの他の法律に基づいて救済措置を取得するには、直接裁判所に向かう前にまず IDEA に基づいて利用可能な行政上の救済策（適正手続きに関する不服申し立て、解決に向けての会合、および適正手続きの公正な聴聞会の手続き）を使い尽くさなければならない。

## 弁護士費用

### 34 C.F.R. 第300.517 条

#### 一般事項

IDEA のパート B に基づく訴訟や訴訟手続きにおいて、勝訴する場合は、裁判所はその裁量により合理的な弁護士費用を保護者に対するコストの一部として決定する場合があります。

IDEA のパート B に基づく訴訟や訴訟手続きにおいて、学区が勝訴した場合は、裁判所はその裁量により合理的な弁護士費用を学区に対するコストの一部として以下に該当する保護者の弁護士が支払うよう決定する場合があります。(a) 裁判所が些細な、不合理な、または根拠がないと判断する訴状または訴訟を提起した、または (b) 訴訟が明らかに些細な、不合理な、または根拠がないものとなった後も訴訟を続けた場合。

IDEA のパート B に基づいて提起された訴訟または訴訟手続きにおいて、保護者の適正手続きの聴聞会の要請またはその後の裁判事例が不適切な目的のために提起された場合、たとえばハラスメントとして、不要な遅延を起こすため、または不必要に訴訟または訴訟手続きの費用を増大させるためなどの場合、裁判所はその裁量により合理的な弁護士費用を保護者またはその弁護人が勝訴側学区に支払う決定をする場合があります。

#### 料金の裁定

裁判所は合理的な弁護士費用を以下の通り裁定する：

1. 料金は、提供されたサービスの種類と品質に従い、訴訟や聴聞会が提起された地域で適用されている料金に基づいて設定されなければならない。ボーナスや倍率を報酬料金の計算に使用することはできない。
2. IDEA のパート B に基づいた訴訟または訴訟手続きにおいて、以下の場合は、書面による和解案の提示後に実施されたサービスについては、料金は認められず、関連コストが払い戻されない場合がある：
  - a. 和解案が、連邦民事訴訟法規則第 68 条に定められた期間内、あるいは適正手続き聴聞会または州レベルの審査の場合は、訴訟手続き開始前の 10 暦日以上前に提示される。
  - b. 10 暦日以内に和解案が受け入れられない。および
  - c. 裁判所の審理の結果、最終的に保護者が得られる救済策は和解案よりも有利ではないと裁判所が判断した。これらの制約にもかかわらず、勝訴した場合には弁護士費用および関連費用は支払われる場合があり、保護者は実質的に和解案を拒否して正しかったということになる。
3. IEP チームの会合に関連する料金は、その会合が行政手続きまたは裁判の結果として開催されたのでなければ認められない場合がある。料金はまた **調停** の見出しの下に説明された通り、調停の場合認められない場合がある。

**解決に向けての会合** の見出しの下に説明された通り、解決に向けての会合は行政聴聞会または裁判の結果招集された会合とはみなされず、また弁護士費用規定の目的上、行政聴聞会または裁判ともみなされない。

裁判所は以下を認めた場合、IDEA のパート B に基づいて裁定された弁護士費用の金額を適宜減額する：

1. 保護者またはその弁護人が訴訟または訴訟手続きの間、紛争の最終解決を不当に引き延ばした場合。
2. 弁護士費用として認められる金額が、合理的に同等の技能、評判、経験を有する弁護士に

よる類似サービスに対して、地域社会で一般的に適用される時給を不当に上回る場合。

3. 訴訟または訴訟手続きの性質を考慮に入れると費やした時間および法務サービスが過剰であった場合。および/または
4. 保護者を代理している弁護士が、**適正手続きに関する不服申し立て**という見出しの下で説明されている適正手続きの要求通知における適切な情報を学区に提供しなかった場合。

ただし、裁判所は学区が不当に裁判または裁判手続きの最終解決を引き延ばした、または IDEA のパート B の手続き上の保護規定における違反があったと認めた場合、料金を減額しない場合もある。

## 障害を有する児童に懲戒を与える際の手続き

### 学校職員の権限

34 C.F.R. 第 300.530 条および州教育委員会 (SBE) 規則 0520-01-09-.15

#### 個別具体的な判断

学校職員は、以下の規律に関する要件に従って配置の転換を行うことが、校則に違反した障害を有する児童に対して適切かどうかを判断する際に、個別の事情を考慮することができる。

#### 一般事項

学校関係者は、障害のない児童に対しても同様の措置が取られる場合、校則に違反した障害を有する児童を、連続 10 学校日を限度として、現在の就学先から、適切な暫定的代替教育環境（児童の個別教育計画チームが決定する）、別の就学先、または停学に変更することができる。さらに学校関係者は、同一学年度内の、別な不品行の事例に対して、連続 10 学校日以内の児童の追加的な退学処分を課すことができる。ただし、これらの退学処分が就学先の変更に該当しない場合に限る（定義については、「**懲戒退学による就学先変更**」を参照のこと）。

障害のある児童が、同一の学年度中に合計 10 日間の就学先での教育から離れた場合、学区は、その学年度中にその後離籍する日がある場合、以下の「**サービス**」の小見出しで規定される範囲内でサービスを提供しなければならない。

#### 追加の権威

校則違反となった行動が児童の障害の症状によるものでなく（**症状の判定**を参照）、および懲戒的な就学先の変更が連続 10 学校日を超過する場合、学校職員はその障害を有する児童に対して障害を有さない児童と同じ方法および同じ期間懲戒手続きを適用する場合があるが、ただし、学校はその児童に**サービス**の下の説明の通りサービスを提供しなければならない。児童の IEP チームはそのようなサービスのための暫定的代替教育環境を決定する。

#### サービス

現在の就学先から退学した障害を有する児童に提供されるべきサービスは暫定的に代替教育環境

において提供される場合がある。

学区は障害を有さない児童で同じく退学処分となった児童にサービスを提供している場合、その学年度において **10 日以内**の期間、現在の就学先から退学処分となった障害を有する児童にサービスを提供することだけが義務付けられている。

現在の就学先から **10 日以上**退学処分となった障害を有する児童は、以下の条件を満たさなければならない。

1. その児童が児童の個別教育教育（IEP）に規定された目標の実現に向けて進歩するには、別な環境でも引き続き一般教育カリキュラムに参加することができるように、引き続き教育サービスを受けなければならない。**および**
2. 必要に応じて機能的行動評価および行動介入サービスを受け、行動違反が再び起こらないように対処するよう設計された修正を行う。

障害を有する児童が現在の就学先から同一学年度に **10 学校日**の期間退学処分になり、現在の退学処分が連続して **10 学校日以内である場合**、および退学が就学先の変更ではない場合（以下に定義を参照）、**その場合は**児童の学校職員の少なくとも一名と協議して、児童が別な環境であるにせよ、引き続き一般教育カリキュラムに継続して参加できるように、そして児童の IEP に規定される目標の実現に向けて進歩できるように、必要なサービスの規模を判断する。

退学処分が就学先の変更である場合（以下の定義を参照）、環境は違うが、児童が引き続き一般教育カリキュラムに参加できるよう、そして児童の IEP に機体された目標の実現に向けて進歩していけるよう児童の IEP チームが適切なサービスを判断する。

## 症状の判定

校則違反のせいで障害を有する児童の就学先を変更する決定から **10 学校日以内**に（ただし、**10 学校日以内**の連続した期間の退学で、就学先の変更を伴わない場合は除く）、学区、保護者、および IEP チームの関連職員（保護者および学区が決定）は生徒のファイルの中の全ての関連情報（児童の IEP、教師の観察、および保護者の提供した以下の判断のための関連情報）を検討しなければならない：

1. 問題の行動は児童の障害に直接的かつ実質的な関係があったかどうか。**または**
2. 問題の行動は学区が児童の IEP を実施することを怠った直接的な結果であったかどうか。

学区、保護者、および児童の IEP チームの関連職員がこれらのいずれかの条件が満たされ、児童の行動は障害の症状のせいであったと判断するかどうか。

学区、保護者、および児童の IEP チームの関連職員が問題の行動は学区が IEP を実施しそこなったことの直接結果であると判断した場合は、学区は直ちにそれらの不備を是正する措置を取らなければならない。

## 児童の行動は障害の症状であるという判断

学区、保護者、および児童の IEP チームの関連職員が、問題行動は児童の障害の症状であると判断した場合、IEP チームは以下のいずれかの行動を取らなければならない：

1. 学区が就学先の変更が起こった理由である行動の前に機能的な行動評価を実施し、行動介入計画を実行したのでない限り、機能的な行動評価を実施する。**または**
2. 行動介入計画がすでに策定されている場合は、行動介入計画を検討し、行動に対処するために必要に応じて修正する。

**特別な状況**に基づいて説明されている場合を除き、保護者と学区が行動介入計画の修正の一環として就学先の変更合意しない限り、学区は児童が退学扱いになった就学先に児童を復帰させなければならない。

## 特別な状況

行動は児童の障害の症状であるかどうかに関わらず、児童が以下に該当する場合、学校の職員は生徒を（児童の IEP チームが決定した）暫定的な代替教育環境に最長 45 学校日間移すことができる。

1. テネシー州教育省または学区の管轄区にある学校、その敷地、または学校行事への武器の携行（以下の定義を参照のこと）。
2. テネシー州教育省または学区の管轄区にある学校、その敷地内、または学校行事において、違法薬物（**定義**の項を参照）を故意に所持または使用したり、規制薬物（**定義**の項を参照）を販売または販売を勧誘したりする。**または**
3. テネシー州教育省または学区の管轄区にある学校、学校の敷地内、または学校行事において別な人物に重傷（**定義**の項を参照）を負わせた。

## 定義

規制物質とは、規制物質法（21 U.S.C. 812 (c)）第 202 条 (c) 項の別表 I、II、III、IV、または V に指定された薬物またはその他の物質を意味する。

違法薬物とは規制薬物を意味するが、免許を有する医療専門家の監督下で合法的に所持または使用される規制薬物、または IDEA または連邦法のその他の規定に基づくその他の権限の下で合法的に所持または使用される規制薬物は含まれない。

「**重傷**」とは、合衆国法典第 18 編第 1365 条 (h) 項 (3) で「重傷」という用語に与えられた意味である。

「**武器**」とは、合衆国法典第 18 編第 930 条 (g) 項 (2) で「危険な武器」という用語に与えられた意味である。

## 通知

校則違反のせいで学区が児童の就学先の変更である退学の決定を下す日に、学区は保護者に決定について、および手続き上の保護についての通知をしなければならない。

## 懲戒退学による就学先の変更

34 C.F.R. 第300.536 条

障害を有する児童の現在の就学先からの移動は、以下の条件を満たす場合、**就学先の変更**である：

1. 移動期間は連続して 10 学校日以上である。または
2. 児童は以下の理由によりパターンといえる一連の退学の対象となった。
  - a. 一連の退学は一学校年度において合計 10 学校日以上にのぼる。
  - b. 児童の行動は実質的に一連の退学をもたらした前回の事件に類似している。および
  - c. 各々の移動期間の長さ、児童が移動させられていた総時間、移動が互いに近接していることなど、そのような追加的な要因を考慮する。

移動のパターンが就学先の変更に該当するかどうかは学区が個々の事例ごとに判断し、異議申し立てがあった場合は、適正手続きおよび司法手続きによる審査の対象となる。

## 環境の決定

34 C.F.R. 第300.531 条

IEP チームは**就学先の変更**である移動および小見出しが「**追加の権威**」および「**特別な状況**」である移動のための暫定的な代替教育環境を決定しなければならない。

## 控訴

34 C.F.R. 第300.532 条

### 一般事項

障害を有する児童の保護者は以下に同意できない場合、適正手続きの聴聞会を要請するために適正手続きに関する不服申し立てを提出することができる。

1. これらの懲戒条項に基づいた就学先に関する決定。または
2. 症状の決定（**症状の決定**の項参照）

学区は、児童の現在の就学先を維持することは実質的に児童または他者への傷害につながる可能性が高いと考える場合、適正手続きの聴聞会を要請するために適正手続き上の不服申し立てを提出する場合がある。

## 行政法判事の権威

**行政法判事**という小見出しの下に記載された要件を満たす行政法判事が、適正手続きに関する聴聞を実施し、決定を下さなければならない。行政法判事は以下を行うことができる：

1. 行政法判事が退学は「**学校職員の権威**」の見出しの下に説明されている要件の違反であった、または児童の行動は児童の障害の症状であったと判断する場合は、障害を有する児童をその児童が移動させられたもとの就学先に戻す。
2. 行政法判事が現在の児童の就学先を維持するならば、実質的に児童または他者の傷害につながる可能性が高いため、障害を有する児童の 45 学校日以内の就学先を適切な暫定代替教育環境に変更するよう命じる。

学区が児童をもとの就学先に戻すならば、実質的に児童または他者への傷害につながる可能性が高いと考える場合、これらの聴聞会手続きは繰り返される可能性が高い。

保護者または学区がそのような聴聞会を要請するために適正手続きに関する不服申し立てを行うときは常に、以下の例外を除き、「**適正手続きに関する不服申し立ての手続き**」、「**適正手続きに関する不服申し立ての聴聞会**」の各見出しで説明されている要件を満たす聴聞会を開催しなければならない。

1. 学区は迅速な適正手続きの聴聞会の手配をしなければならず、聴聞会はその要請があった日から **20** 日以内に実施され、聴聞会后 **10** 日以内に決定を下さなければならない。
2. 保護者と学区が書面による聴聞会放棄の合意をするか、調停を利用する合意をしない限り、適正手続きに関する不服申し立ての通知を受けてから **7** 暦日以内に解決に向けての会合が実施されなければならない。適正手続きに関する不服申し立ての受理から **15** 暦日以内に、両当事者が満足できる形で問題が解決されない限り、聴聞会は継続される。

いずれの当事者も、その他の適正手続きの聴聞会の判決を求める場合と同じく、迅速な適正手続きの聴聞会で判決に控訴することができる。

## 控訴期間中の就学先

34 C.F.R. 第300.533 条

上記の通り、保護者または学区が懲戒処分に関連する適正手続きに関する不服申し立てを提起した場合、児童は（保護者と学区が別段の合意をしない限り）、行政法判事の判決を待ちながら暫定的に、あるいは**学校職員の権限**の見出しの説明の通り退学期間の満了まで、いずれか早い時点まで、代替教育環境に留まらなければならない。

## 特別支援教育および関連サービスを受ける資格がまだない児童の保護

34 C.F.R. 第300.534 条



## 一般事項

児童が特別支援教育および関連サービスの資格があると判断されておらず、校則に違反したが、懲戒措置の対象となる行動が起こる前に学区がその児童は障害を有する児童であると知っていた（以下の判断の通り）場合、児童は本通知で説明されている保護を主張することができる。

## 懲戒処分に対する知識の根拠

懲戒処分の対象となった行動が起こる前に、学区は以下の場合その児童が障害を有する児童であるという認識を有していたとみなされなければならない：

1. 児童の保護者が適切な教育機関の監督的または管理者的な職員あるいは児童の教師に対して書面によって児童が特別支援教育および関連サービスが必要であると懸念を表明していた場合。
2. 保護者が IDEA のパート B に基づいて特別支援教育および関連サービスを受ける資格に関連した評価を要請した場合。または
3. 児童の教師またはその他の学区の職員が児童に現れた行動パターンについて学区の特別支援教育の責任者または他の監督職員に対して直接具体的な懸念を表明した場合。

## 例外

以下の場合学区はそのような認識を持っていたとはみなされないものとする：

1. 児童の保護者が児童の評価を許可しなかった場合または特別支援教育サービスを拒絶した場合。または
2. 児童が評価を受け、IDEA のパート B に基づき障害を有する児童ではないと判断された場合。

## 知識の根拠がない場合に適用する条件

「懲戒処分に対する知識の根拠」および「例外」という小見出しで上記に説明された通り学区が児童に対して懲戒措置を取る前に児童は障害を有する児童であるとの認識がない場合、児童は同等の行動を取った障害のない児童に適用される懲戒処分の対象となる場合がある。

ただし、児童が懲戒措置の対象となった期間中に児童の評価に対する要請が出された場合は、迅速な方法により評価を行わなければならない。

評価が完了するまで、児童は学校当局が決定した就学先に留まり、それには停学処分または教育サービスを伴わない退学処分が含まれる。

児童が障害を有する児童であると判断された場合、学区が実施した評価からの情報ならびに保護者の提供する情報を考慮に入れると、学区は IDEA のパート B に従って、前述した懲戒処分の要件を含む特別支援教育および関連サービスを提供しなければならない。

## 法執行当局および司法当局への照会と措置

34 C.F.R. 第300.535 条

IDEA のパート B は以下を行わない：

1. 障害を有する児童により行われた犯罪を適切な当局に報告することを機関に禁じる。または
2. 州の法執行当局および司法当局が障害を有する児童による犯罪に対して連邦・州の法律を適用することに関して責任を果たすことを止めさせる。

### 記録の伝達

学区が障害を有する児童による犯罪を報告する場合、学区は：

1. 児童の特別支援教育記録および懲戒記録の写しが当局により検討されるべく犯罪の報告先である機関に伝達されることを確保しなければならない。
2. 児童の特別支援教育及び懲戒処分記録の写しを FERPA によって許可された範囲のみに伝達する場合がある。

## 私立学校に公費でお子さんを通わせる保護者が一方的に選ぶ就学先に関する要件

### 一般事項

34 C.F.R. 第300.148 条

IDEA のパート B は学区が FAPE をお子さんにとって利用可能とした場合、保護者が私立学校または施設を就学先にする選択をした障害を有するお子さんの特別支援教育および関連サービスを含む教育費を学区が支払うことを必要しない。ただし、私立学校が所在している学区は 34 C.F.R. 第 300.131 条から第 300.144 条に基づき、保護者の手配によって私立学校に在籍する児童を対象とするパート B の規定に基づき、そのニーズに対応する必要がある児童を生徒数に含めなければならない。

### 私立学校への入学のための払い戻し

お子さんが過去に学区の管轄下で特別支援教育および関連サービスを受けたことがあり、保護者がお子さんを学区の同意も紹介もなく私立の幼稚園、小学校、または中学校に出席させる選択する場合、裁判所または行政法判事がその機関がお子さんに対してその入学の前に時宜にかなう方法で FAPE を利用可能としなかった、かつ私立の就学先が適切であると認めるならば、その私立教育費の保護者への払い戻しを機関に義務付ける場合がある。行政法判事または裁判所は保護者の選んだ就学先が学区によって提供されている教育に適用する州の基準を満たしていない場合でも適切であると認める場合がある。

### 払い戻しへの制限

上記で説明した払い戻しの費用は以下の状況において減額または却下される場合がある。

1. 以下の場合： (a) お子さんを公立学校から移す前で保護者が出席した最も最近の IEP 会合において、保護者は IEP チームに対して学区がお子さんに FAPE を提供するために提案した就学先を拒否することを通知しておらず、それには保護者の懸念およびお子さんを公費で

私立学校に入学させる意図を伝えることも含まれる。または (b) 公立学校からお子さんを退学させる少なくとも 10 営業日（営業日に該当する休日も含む）前までに、その旨を学区に書面で通知しなかった。

2. お子さんを公立学校から移す前に学区が書面によってお子さんを評価する意図についての事前通知を提供した（適切で合理的な評価の目的の記述を記載した）が、保護者が評価のために児童に参加させなかった場合。
3. 裁判所が保護者の行為は非合理的であったと結論づけた場合。

ただし、払い戻しのコストは：

1. 以下の場合、通知をしなかったために減額したり却下したりされてはならない：  
(a) 学校が保護者に通知をさせないようにした。(b) 上記の通知を提供する義務についての通知を受けていなかった。または (c) 上記の要件を順守した場合、お子さんへの身体的危害をもたらす可能性が高い。**および**
2. 裁判所または行政法判事の裁量により、以下の場合、両親が通知を怠ったことを理由に減額または却下されない場合がある：(a) 保護者は英語の読み書きができない。または (b) 上記の要件を満たすことは、お子さんに深刻な精神的被害をもたらす可能性が高い。



# Tennessee Department of Education Special Education Administrative Complaint Form

Office of General Counsel [法務総局]  
Andrew Johnson Tower, 9th Floor  
710 James Robertson Parkway  
Nashville, Tennessee 37243

記入済みの書式を学区および [dispute.resolution@tn.gov](mailto:dispute.resolution@tn.gov) まで E メールすること。

申立人氏名 <sup>1</sup>	児童との関係	申立人の E メールアドレス
住所：郵便番号、州、市、通り名	自宅電話番号（市外局番/番号） 職場 電話番号 号	
携帯電話 電話番号 児童の氏名	児童の生年月日（月/日/年）	児童の障害
児童の住所（申立人と異なる場合）（郵便番号、州、市、通り名）		*ホームレスの児童については連絡先情報を提供のこと
公共教育機関	児童が出席している学校	
特別支援教育に関する規定違反の疑いについてチェックマークを入れること。チェックされた項目ごとに、規定違反の疑いについての証拠文書を提出のこと。		
<input type="checkbox"/> 特別支援教育および関連サービスのための評価/特定の失敗 <input type="checkbox"/> 適切な個別教育プログラム（IEP）チームの手続きに従わないこと <input type="checkbox"/> IEP の適応措置を実行しないこと <input type="checkbox"/> IEP サービスを履行しないこと <input type="checkbox"/> 生徒のニーズを満たすために適切な IEP を提供しないこと <input type="checkbox"/> 障害のある生徒に対して適切な停学・退学手続きを行わないこと <input type="checkbox"/> 教育記録の査察/検査へのアクセスを提供しないこと <input type="checkbox"/> 独立した教育評価（IEE）の要請を検討しないこと <input type="checkbox"/> 包括的な再評価を行わないこと <input type="checkbox"/> 教育上の決定に親が参加することを認めないこと <input type="checkbox"/> 生徒を不当に拘束したこと <input type="checkbox"/> 生徒を不当に隔離したこと <input type="checkbox"/> 他) _____		

1 申し立てを提出するのが児童の保護者ではない場合、その申し立ては情報の開示についてテネシー州教育省（TDOE）の同意を含まなければならない。同意書のコピーを入手するために TDOE に連絡のこと。

## テネシー州教育省 特別支援教育行政上の不服申し立て書ページ<sup>2</sup>

1 ページでチェックしたすべての申し立てに関する**事実**と日付を含め、**問題の説明を記載する**。不服申し立ては、TDOE が本不服申し立てを受領した日付から遡って 1 暦年以内に発生した違反を申し立てなければならない。この書式に添付する形で、主張を裏付ける証拠文書を添付すること。TDOE は主張がその外見または説明において特別教育法の違反を主張しなかった場合、主張を却下する、または適切な場合は不服申し立て全体を却下する。日付の入った音声または動画の録画を提出する場合は、その録画内のどのタイミングで証拠となる情報が記載されているかを参照する必要がある：

この不服申し立てを解決するために既に連絡を取った人があればリストを作り、保護者の要請に対する応答があった場合はそれを添えること。

既知であり利用可能である範囲において問題の解決案を提供。 2

以下に署名することで、保護者は TDOE に不服申し立てを調査し、結果を通知してほしいことを表明する。保護者は、追加の文書証拠を提供するよう求められるかもしれないことを理解する。また、TDOE には不服申し立ての受領と同時に、調査を完了するまで 60 日間あることを理解する。

不服申立人の署名（太文字の欄は必須事項）

署名した日付（月/  
日/年）

**2 調停**は保護者および学校の職員に対してなんの費用もかからずに提供される。保護者の事例において調停は推奨され、メリットがあるかもしれない。ただし、調停は紛争解決のための任意の制度であることをご承知おきのこと。双方の当事者が調停手続きの開始前に問題を調停することに同意しなければならない。調停に関する追加情報は[こちら](#)をクリックしてください。

解決案は一部では不服申立人と学区が早期に不服申し立ての解決に到達することを支援することが意図されている。不服申し立てと関連して必要な是正措置は、TDOE の裁量による。教職員の懲戒や解雇など、特定の行動の提案は、TDOE の権限外である。

**必要な情報：** 不服申し立て模範書式の**太字の記入欄**は必須情報を示す。不服申立書には公的機関が特別教育法の要件に違反したとする記述、その記述が根拠とする事実、不服申立人の氏名と住所、特定の児童に関する違反を申し立てている場合は児童の氏名および住所、児童が出席している学校の名、問題の性質に関する説明（問題に関連する事実を含む）、および問題の解決案を含まなければならない。ホームレスの児童の代理として不服申し立てを提出する場合は、児童が利用可能な連絡先情報、および児童が出席している学校の名前。不服申し立てには不服申し立てが提出された日から 1 年以内以前に起きた違反を主張しなければならないので留意のこと。不服申し立てを提出する当事者は、州に申立書を提出する際に、同時にその児童にサービスを提供する公的機関に申立書の写しを送付しなければならない。



# テネシー州教育省調停要請書式

Office of General Counsel [法務総局]

Andrew Johnson Tower, 9th Floor

710 James Robertson Parkway

Nashville, Tennessee 37243

記入済みの書式を学区および [dispute.resolution@tn.gov](mailto:dispute.resolution@tn.gov) までEメールすること

児童の氏名		児童の生年月日 月/日/年		児童の障害	
公共教育機関		児童が出席している学校			
保護者情報			公的教育機関行政情報		
氏名			氏名		
住所			住所		
市		郵便番号	市		郵便番号
自宅の電話番号	携帯電話番号		電話番号		ファックス番号
Eメールアドレス			Eメールアドレス		
弁護人に代理されている場合：			弁護人に代理されている場合：		
弁護人の氏名			弁護人の氏名		
住所			住所		
市		郵便番号	市		郵便番号
電話番号	ファックス番号		電話番号		ファックス番号
Eメールアドレス			Eメールアドレス		
<input type="checkbox"/> この要請は調停のためのみのものであることが理解されている。適正手続きの聴聞会は要請 <u>されていない</u> 。					
<input type="checkbox"/> この要請は、適正手続き聴聞会の要請と同時進行の調停であると理解している。適正手続きの聴聞会の書面による要請が学校長に送付された。					
調停される問題の要約					
保護者の署名		日付	公共教育機関の管理者の署名		日付



# テネシー州教育省適正手続きの聴聞会 の要請書式

Office of General Counsel  
Andrew Johnson Tower, 9th Floor  
710 James Robertson Parkway  
Nashville, Tennessee 37243

記入済みの書式を学区および [dispute.resolution@tn.gov](mailto:dispute.resolution@tn.gov) までEメールすること

保護者/児童の情報（保護者が記入の上公的教育機関による手続きのため提出すること）*太字の記入欄は必須情報である。		
児童の氏名	児童の生年月日 月/日/年	児童の障害
保護者の氏名	児童の住所、郵便番号、州、市、通り名 *ホームレスの場合は利用可能な連絡先情報	
電話番号	Eメールアドレス	保護者の住所、郵便番号、州、市、通り名
児童/保護者の弁護士	弁護人の住所、郵便番号、州、市、通り名	
電話番号	ファックス番号	Eメールアドレス
適正手続きの聴聞会の要請の申請者 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 学区（聴聞会を申請する際に <small>学区は保護者に情報を提供すること</small>	聴聞会は： <input type="checkbox"/> 公開、 <input type="checkbox"/> 非公開	
児童が出席している学校の名前	学区名	
識別、評価、就学先（当初または変更案）または無料の適切な効率教育の提供（FAPE：Free Appropriate Public Education）に関連する問題の性質について完全に説明のこと。		
問題の解決策については、既知の可能な範囲内で提案のこと。		
公立教育機関（公立教育機関が記入すること）		
公立教育機関/特別支援教育管理者	学区の住所、郵便番号、州、市、通り名	
電話番号	ファックス番号	Eメールアドレス
児童が出席する/出席した学校	児童の障害	
公立教育機関の弁護士	弁護人の住所、郵便番号、州、市、通り名	
電話番号	ファックス番号	Eメールアドレス
公立教育機関が要請を受理した日付	聴聞会の場所	



# 支援サービス

テネシー州には、障害者のためにサポート、情報、訓練、支援などを提供する機関や組織が多くある。以下に挙げるのは無償でサービスを提供するこれらの組織の一部である。より広範なサービス組織のリストは、テネシー障害者パスファインダー (<https://www.tnpathfinder.org/>) を通じてアクセスできる。

## ***Disability Rights in Tennessee***

(800) 342-1660

電子メール: [GetHelp@disabilityrightstn.org](mailto:GetHelp@disabilityrightstn.org)

## ***Tennessee Voices for Children***

(800) 670-9882

Eメール: [info@tnvoices.org](mailto:info@tnvoices.org)

## ***Support and Training for Exceptional Parents (STEP)***

(800) 280-7837 (英語)

(800) 975-2919 (スペイン語)

Eメール: [gethelp@tnstep.info](mailto:gethelp@tnstep.info)

## ***The Arc of Tennessee***

(800) 835-7077

Eメール: [info@thearctn.org](mailto:info@thearctn.org)

# 無料および低コストの法務サービス

以下のリストは無料または低コストの法務サービスを障害者を支援するために提供する事業所である。

## ***Disability Rights in Tennessee***

(800) 342-1660

ウェブサイト: [www.disabilityrightstn.org](http://www.disabilityrightstn.org)

## ***Vanderbilt Legal Clinic***

(615) 322-4964

## ***Legal Aid of East Tennessee***

(800) 238-1443

ウェブサイト: [www.laet.org](http://www.laet.org)

## ***West Tennessee Legal Services***

(800) 372-8346

ウェブサイト: [www.wtlls.org](http://www.wtlls.org)

## ***Legal Aid Society of Middle Tennessee and the Cumberland***

(800) 238-1443

ウェブサイト: [www.las.org](http://www.las.org)

この情報はサービスとして追加の支援および情報へとつながる道を求めている個人に提供されている。当省は、このページに記載されている個人、組織、サービスを推奨または推薦する意図はない。